

平成 30 年 4 月 20 日
自動車局安全政策課

睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化します!!

バス・タクシー・トラック事業について、運転者の睡眠不足による事故の防止を一層推進するため、睡眠不足の乗務員を乗務させてはならないこと等を明確化し、点呼簿の記録事項として睡眠不足の状況を追加します。

居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保についてバス・タクシー・トラック事業者（以下「事業者」という。）の意識を高めるため、今般、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正します。

1. 改正の概要

①旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正

- ・ 事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加します。
- ・ 事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加します。
- ・ 運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加します。

②「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正

点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加します。

2. スケジュール

公布：平成 30 年 4 月 20 日（金）（本日）

施行：平成 30 年 6 月 1 日（金）

<お問い合わせ先>
自動車局安全政策課 小田、熊本
TEL：03-5253-8111（内線 41623）
03-5253-8566（直通）
FAX：03-5253-1636

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)

第二条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(過労運転の防止)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(点呼等)</p> <p>第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p> <p>三 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(運転者)</p> <p>第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか</p> | <p>(過労運転の防止)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(点呼等)</p> <p>第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p> <p>三 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(運転者)</p> <p>第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか</p> |

、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 (略)

一の二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

二〇八 (略)

、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 (略)

一の二 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

二〇八 (略)

附 則

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>国自総第 510号 国自貨第 118号 国自整第 211号 平成15年 3月 10日 (略)</p> <p>最終改正 国自安第 11号 国自貨第 8号 国自整第 25号 平成 30年 4月 20日</p> | <p>国自総第 510号 国自貨第 118号 国自整第 211号 平成15年 3月 10日 (略)</p> <p>最終改正 国自安第 268号 国自貨第 187号 国自整第 364号 平成 30年 3月 30日</p> |
| <p>各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿</p> <p>自 動 車 局 安 全 政 策 課 長 自 動 車 局 貨 物 課 長 自 動 車 局 整 備 課 長</p> | <p>各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿</p> <p>自 動 車 局 安 全 政 策 課 長 自 動 車 局 貨 物 課 長 自 動 車 局 整 備 課 長</p> |
| <p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>第3条 過労運転の防止 1. ～4. (略) 5. 第6項関係 (1) (略) (2) 「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、<u>異常な感情の高ぶり等</u>をいう。 6. ・7. (略)</p> <p>第7条 点呼等 1. 第1項、第2項及び第3項関係 (別紙2参照) (1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当</p> | <p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>第3条 過労運転の防止 1. ～4. (略) 5. 第6項関係 (1) (略) (2) 「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、<u>異常な感情の高ぶり、睡眠不足等</u>をいう。 6. ・7. (略)</p> <p>第7条 点呼等 1. 第1項、第2項及び第3項関係 (別紙2参照) (1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当</p> |

しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2)・(3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

(1) 乗務前点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧～⑩ (略)

(2) 中間点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧・⑨ (略)

(3) (略)

第18条 運行管理者等の選任

1. ～4. (略)

5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者

しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2)・(3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

(1) 乗務前点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧～⑩ (略)

(2) 中間点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧・⑨ (略)

(3) (略)

第18条 運行管理者等の選任

1. ～4. (略)

5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者

に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

イ. (略)

ロ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができない

ハ. ～ホ. (略)

に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

イ. (略)

ロ. 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない

ハ. ～ホ. (略)

附 則

改正後の通達は、平成30年6月1日から施行する。